

『年収の壁について知ろう』

# あなたにベストな働き方とは？ ～働き方とマネープラン～

令和6年3月19日

マザーズハローワーク天神

資料作成：福岡労働局職業安定課

# 本日の予定

- 1 はじめに
- 2 「年収の壁」とは
- 3 「年収の壁」が変わる
- 4 就業調整について
- 5 「年収の壁」と働き方
- 6 これからの働き方を考える

# 1 はじめに

## セミナーの目的（ゴール）の確認

「年収の壁」について基本的なことを理解する

ご自身の働き方について、改めて見直すきっかけとする

## 2 「年収の壁」とは

「年収の壁」と聞いて、どんなイメージを持っていますか？

## 2 「年収の壁」とは

なぜ、「年収の壁」が話題になっているのか

- ✓ 配偶者の扶養から外れてしまう
- ✓ 手取りが減る
- ✓ 保険料や税金を払わないといけない
- ✓ 働く時間を短くしなければならない

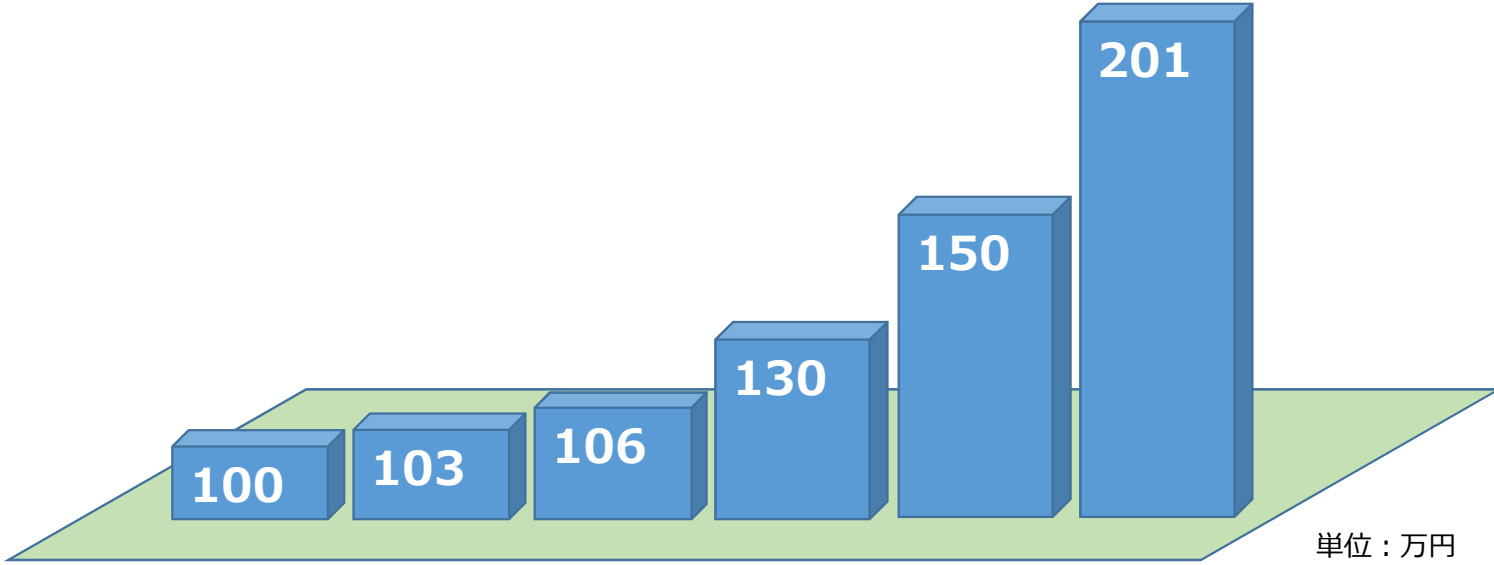


**社会保険制度の見直し**

**最低賃金の上昇**

## 2 「年収の壁」とは

「年収の壁」ってどんな壁



## 2 「年収の壁」とは

「年収の壁」に関する3つの視点

### ① 税金に関わる「壁」

所得に対して「税金」が  
課税される

### ② 社会保険に関わる「壁」

### ③ 家族手当の「壁」

**「収入」－「必要経費」＝「所得」**

● **会社員やパート・アルバイト勤務の人**

(収入) 勤務先から支払われる給与等の総支給額 - 必要経費 (= 給与所得控除額等) = 所得

● **自営業やフリーランスの人**

(収入) 事業によって得た総収入金額 - 必要経費 (= 事業運営に掛かる経費等) = 所得

## 2 「年収の壁」とは

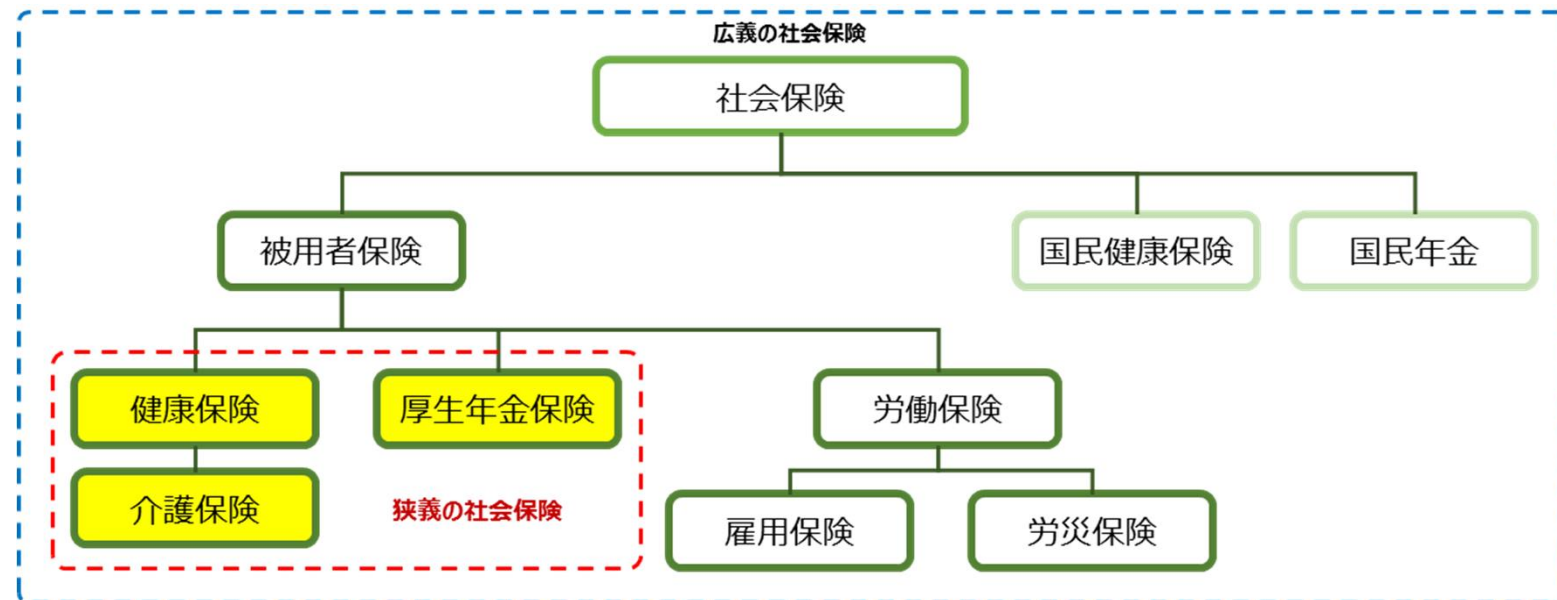
「年収の壁」に関する3つの視点

① 税金に関わる「壁」

② **社会保険に関わる「壁」**

③ 家族手当の「壁」

収入に対して  
社会保険への加入  
+  
社会保険料の支払い





## 2 「年収の壁」とは

「年収の壁」に関する3つの視点

- ① 税金に関わる「壁」
- ② 社会保険に関わる「壁」

### ③ 家族手当の「壁」

パート労働者の  
配偶者の収入が  
変動する

例えば・・・

家族手当  
扶養手当




扶養家族（配偶者や子ども）がいれば支給対象。  
ただし、被扶養者に一定以上の収入があると支給対象外。

## 2 「年収の壁」とは

「年収の壁」が気になるのは理由

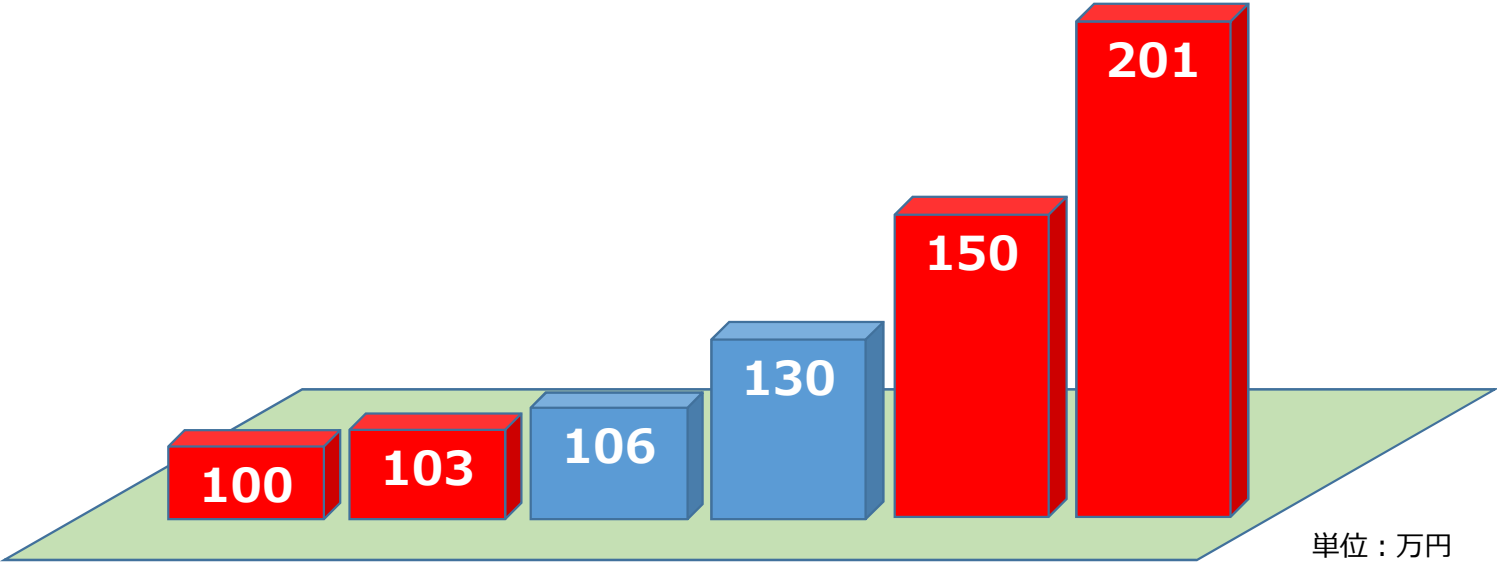
「年収の壁」を超えると収入が減ってしまうイメージがあるのは？



- ① 税金に関わる「壁」  税金を納める必要がある
- ② 社会保険に関わる「壁」  社会保険に加入し、保険料を支払う必要がある
- ③ 家族手当の「壁」  配偶者や世帯の収入に影響がある

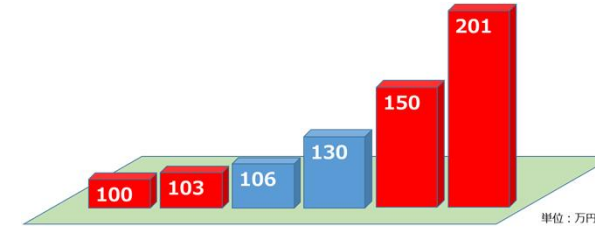
## 2 「年収の壁」とは

### ① 税金に関わる「壁」



## 2 「年収の壁」とは

### ① 税金に関わる「壁」



**100万の壁**

住民税の支払いが発生する年収  
(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)

**103万の壁**

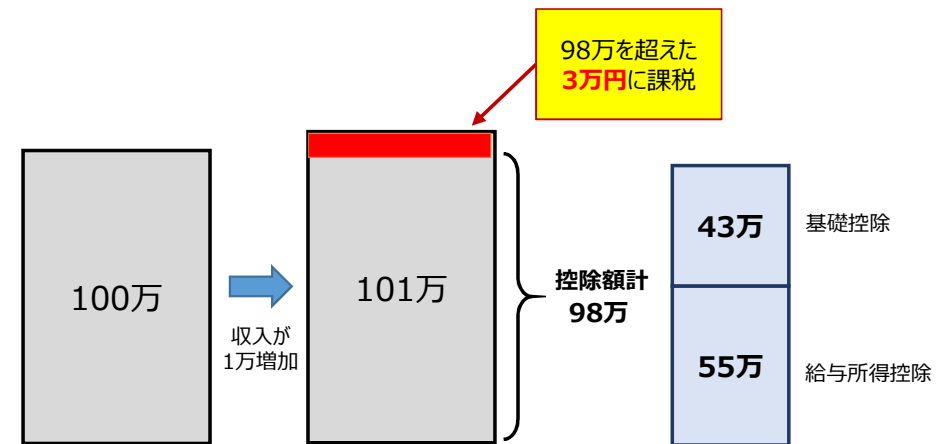
所得税の支払いが発生する年収

**150万の壁**

配偶者の税控除に関係する年収の額

**201万の壁**

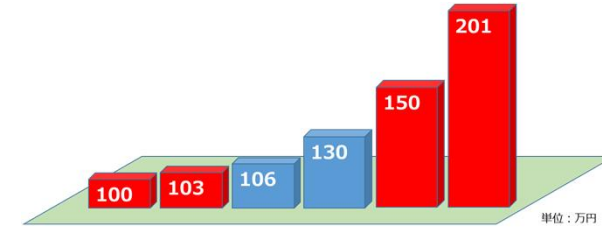
- ✓ 所得割と均等割
- ✓ 100万を超える額に対して課税



※所得割 福岡市の場合

## 2 「年収の壁」とは

### ① 税金に関わる「壁」



**100万の壁**

住民税の支払いが発生する年収  
(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)

**103万の壁**

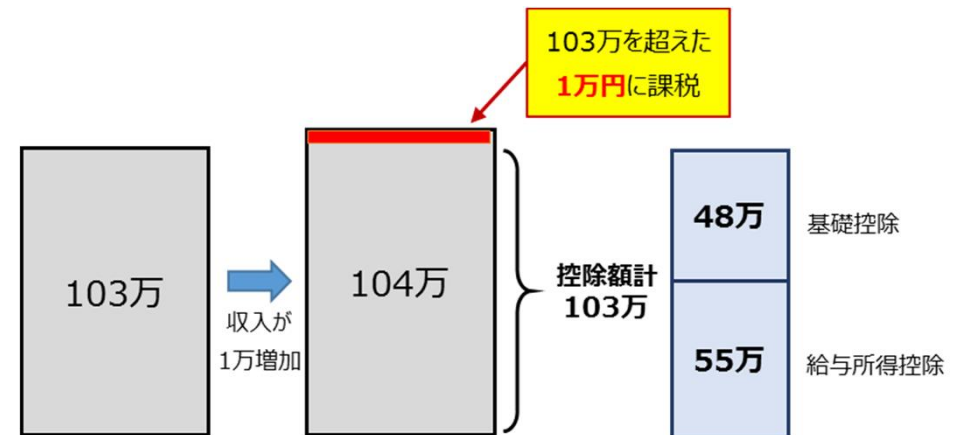
所得税の支払いが発生する年収

✓ 103万を超える額に対して課税

**150万の壁**

配偶者の税控除に関係する年収の額

**201万の壁**



## 2 「年収の壁」とは

### ① 税金に関わる「壁」

**100万の壁**

住民税の支払いが発生する年収  
(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)

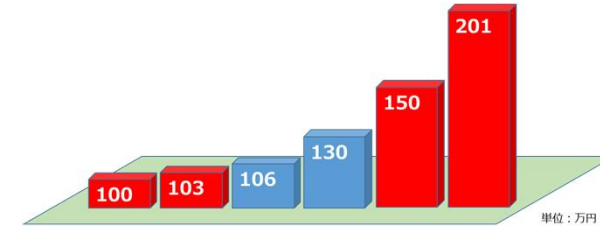
**103万の壁**

所得税の支払いが発生する年収

**150万の壁**

配偶者の税控除に係る年収の額

**201万の壁**



✓ 納税は必要になるが、手取りも増えていく

## 2 「年収の壁」とは

### ① 税金に関わる「壁」

100万の壁

住民税の支払いが発生する年収  
(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)

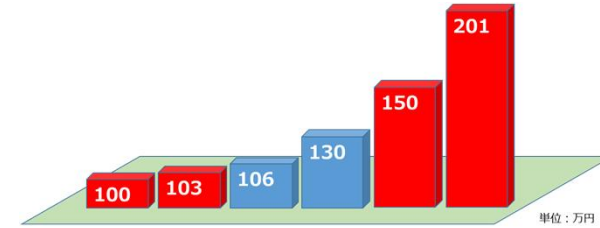
103万の壁

所得税の支払いが発生する年収

150万の壁

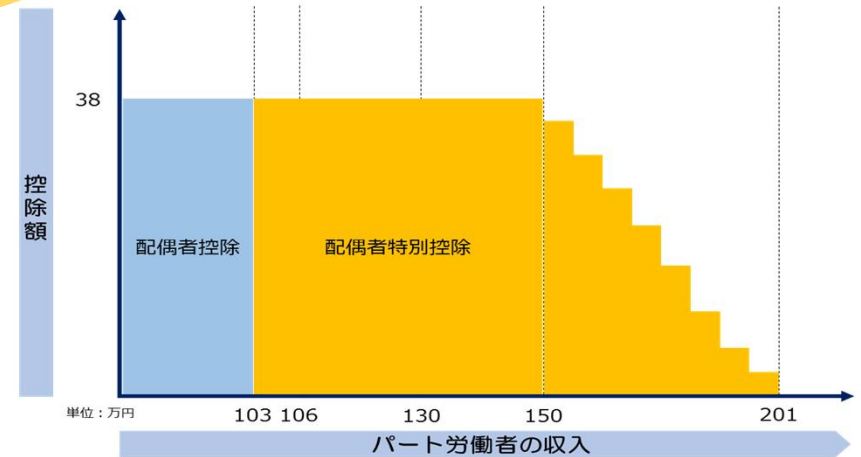
配偶者の税控除に関係する年収の額

201万の壁



- ✓ 配偶者控除と配偶者特別控除
- ✓ 配偶者の所得控除に影響

配偶者控除と配偶者特別控除の状況



## 2 「年収の壁」とは

### ① 税金に関わる「壁」

**100万の壁**

**住民税の支払いが発生する年収**  
(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)

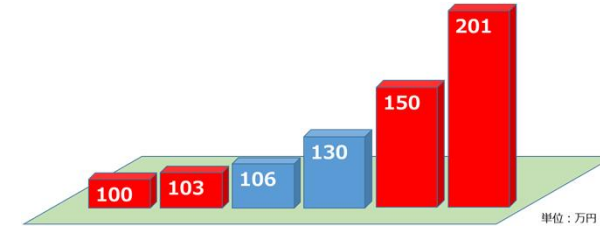
**103万の壁**

**所得税の支払いが発生する年収**

**150万の壁**

**配偶者の税控除に係る年収の額**  
(配偶者控除、配偶者特別控除)

**201万の壁**

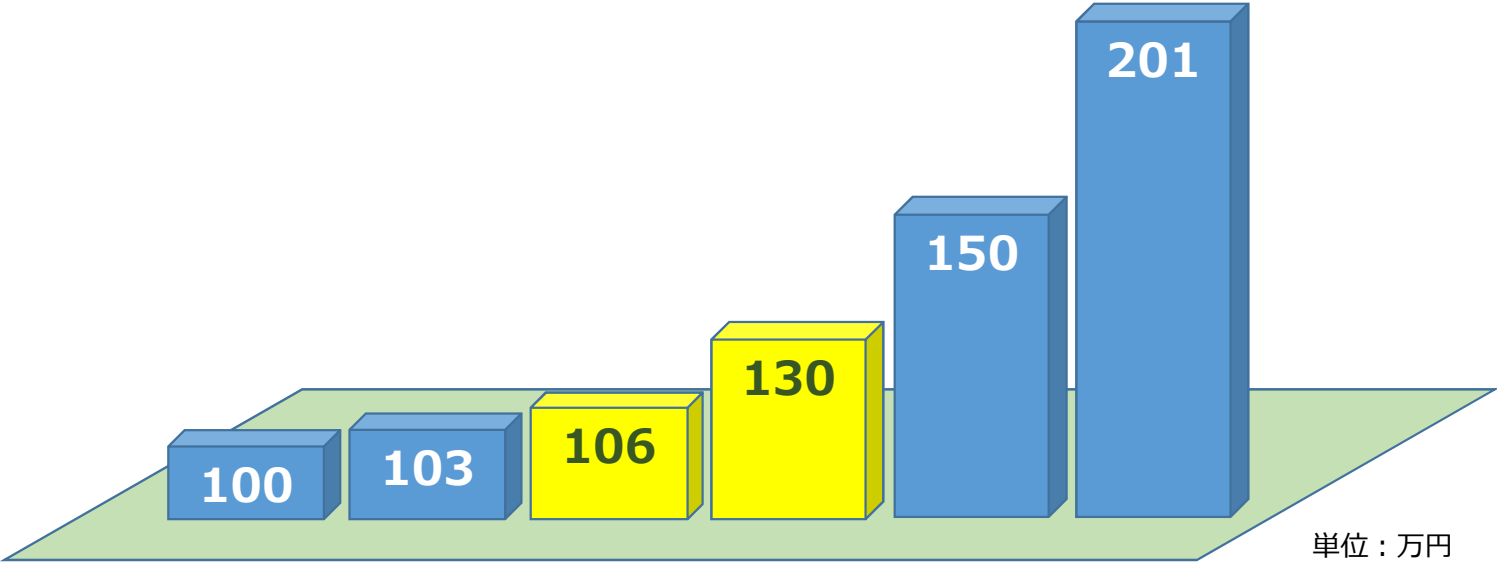


- ✓ 収入増⇒税金を納める必要あり
- ✓ 配偶者の税控除適用に影響  
⇒配偶者の税額が増える。



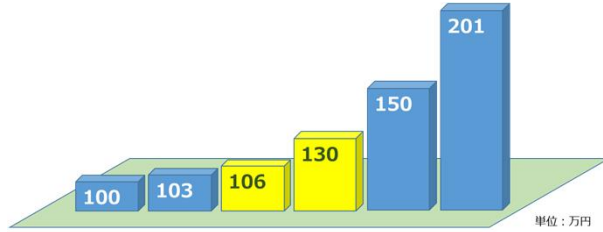
## 2 「年収の壁」とは

### ② 社会保険に関わる「壁」



## 2 「年収の壁」とは

### ② 社会保険に関わる「壁」



#### 106万の壁

**お勤め先の従業員規模によって、社会保険への加入義務が発生する年収**

2024年10月から、社会保険の加入義務が発生する条件が一部変更  
 = **企業の規模（従業員51人以上）への社会保険適用拡大**

#### 130万の壁

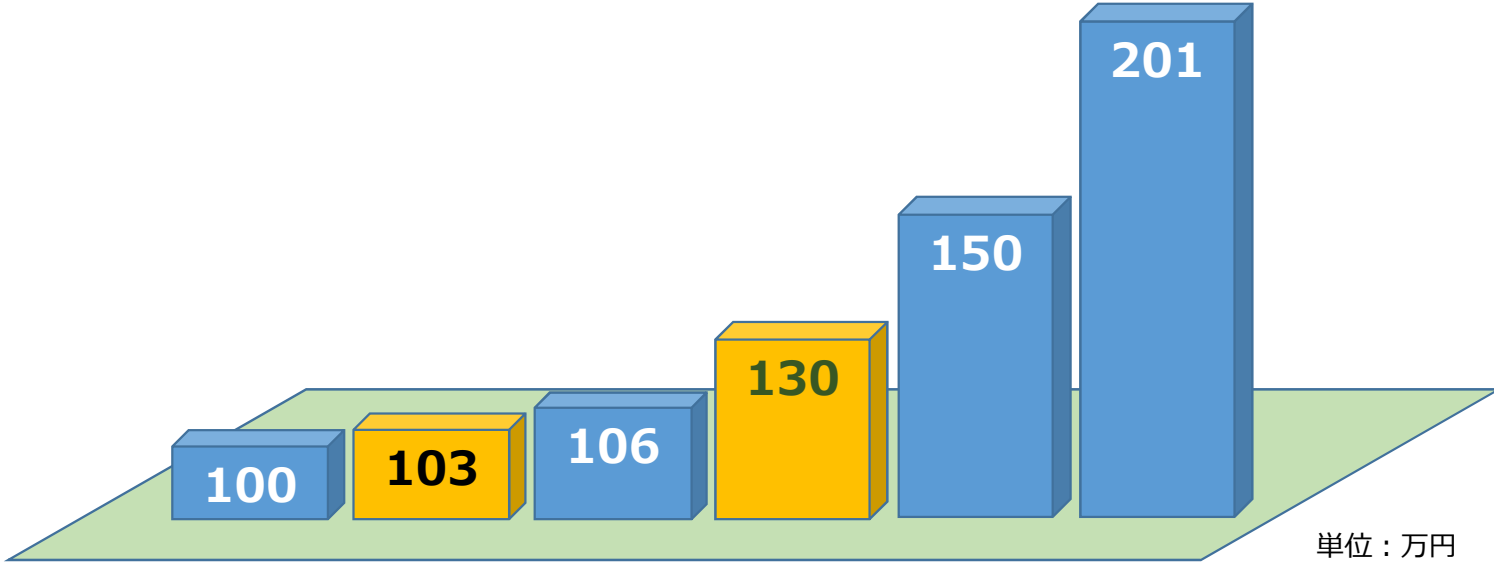
**お勤め先の従業員規模に関係なく、社会保険の加入義務が発生する年収**

年収106万円、130万円に壁における収入要件

	基本給 諸手当	家族手当 通勤手当 など	時間外手当 休日手当 など	賞与 など	不動産収入 事業収入 配当収入 など
106万円の壁	●	—	—	—	—
130万円の壁	●	●	●	●	●

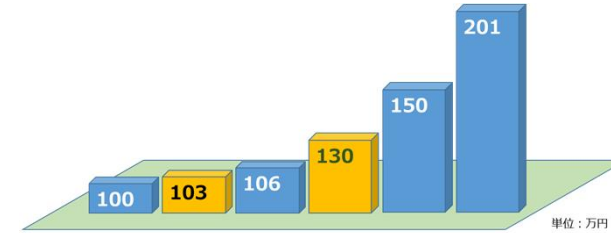
## 2 「年収の壁」とは

### ③ 家族手当の「壁」



## 2 「年収の壁」とは

### ③ 家族手当の「壁」



103万  
or の壁  
130万

配偶者が会社から支給を受ける「家族手当」等に影響する壁。

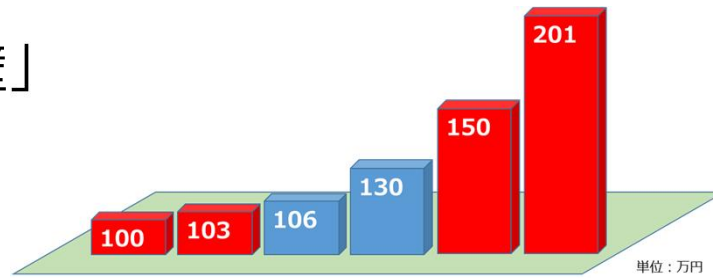
家族手当  
扶養手当

扶養家族（配偶者や子ども）がいれば支給対象。  
ただし、被扶養者に一定以上の収入があると支給対象外。

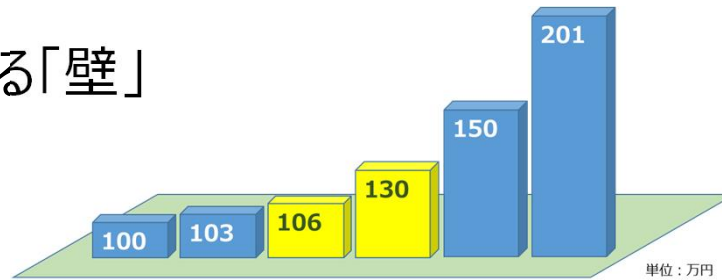
## 2 「年収の壁」とは

「年収の壁」に関する3つの視点

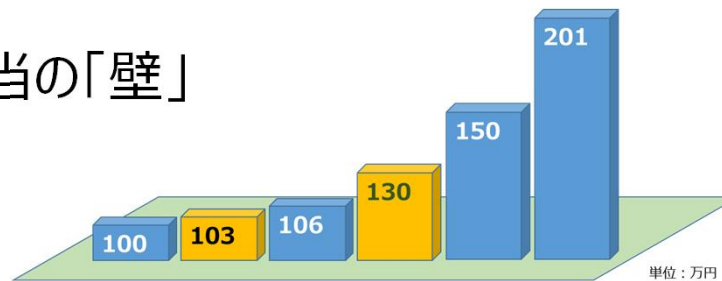
### ① 税金に関わる「壁」



### ② 社会保険に関わる「壁」



### ③ 家族に掛かる手当の「壁」



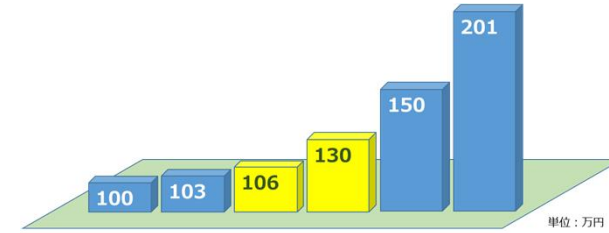
## 2 「年収の壁」とは

### 「年収の壁」に関する3つの視点（まとめ）

	「壁」の種類	パートタイム労働者の本人への影響	パートタイム労働者の配偶者 もしくはその世帯における影響	
	①税金に関わる「壁」	100万円の「壁」	住民税の発生	
103万円の「壁」		↓ ↓ ↓ ↓ ↓	配偶者控除(38万円)が適用できなくなる →代わりに配偶者特別控除が適用になる	← 手取りに影響なし
150万円の「壁」			配偶者特別控除が満額(38万円)適用ではなくなり、以降、パートタイム労働者の収入によって徐々に減額	← 手取りに影響なし 配偶者の手取りに影響あり
201万円の「壁」			配偶者特別控除の対象ではなくなる	← 手取りに影響なし 配偶者の手取りに影響あり
②社会保険に関わる「壁」	106万円の「壁」		お勤め先によって社会保険加入の対象 社会保険料の支払が発生	
	130万円の「壁」	社会保険加入の対象 社会保険料の支払が発生		← 手取りに影響あり
③ 家族に掛かる手当の「壁」	103万円or 130万円の「壁」		パートタイムで働く本人の収入により、家族手当等の支給対象外となる	← 手取りに影響あり

### 3 「年収の壁」が変わる

社会保険の適用拡大：「年収の壁」の対象となる5つの条件



**106万の壁**

お勤め先の従業員規模によって、社会保険への加入義務が発生する年収

2024年10月から、社会保険の加入義務が発生する条件が一部変更

= **企業の規模（従業員（被保険者）51人以上）への社会保険適用拡大**

#### 社会保険の適用範囲

対 象	令和4年9月末日まで	令和4年10月～（現行）	令和6年10月～（改正）
事業所規模	被保険者の総数が 常時501人以上	被保険者の総数が 常時101人以上	<b>被保険者の総数が 常時51人以上</b>
短時間労働者の労働時間	1週の所定労働時間が20時間以上		
短時間労働者の賃金	賃金の月額が8.8万円以上		
短時間労働者の勤務期間	継続して1年以上使用され る見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み	
短時間労働者の条件	学生ではない（夜間の学生などは対象）		

※被保険者総数は厚生年金保険の被保険者数でカウント

### 3 「年収の壁」が変わる

社会保険の適用拡大：「年収の壁」の対象となる5つの条件

**Step 1 以下の勤め先で**

2016年10月～ 従業員数 <b>501人以上</b> の勤め先	2022年10月～ 従業員数 <b>101人以上</b> の勤め先	2024年10月～ 従業員数 <b>51人以上</b> の勤め先
--	--	---

**Step 2 以下の全てにチェックが入った方が対象です。**

<input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が <b>20時間以上</b>	<input type="checkbox"/> 所定内賃金が <b>月額8.8万円以上</b> <small>※基本給及び諸手当を指します。 ただし、残業代・賞与等は含まれません。</small>
<input type="checkbox"/> 2ヶ月を超える 雇用の見込みがある	<input type="checkbox"/> 学生ではない

パート・アルバイト労働者が、現在、勤務されているお勤め先が、**従業員数51人以上の会社になると...**

いまは

**130万の年収**

で考えれば良かった会社

24年10月から

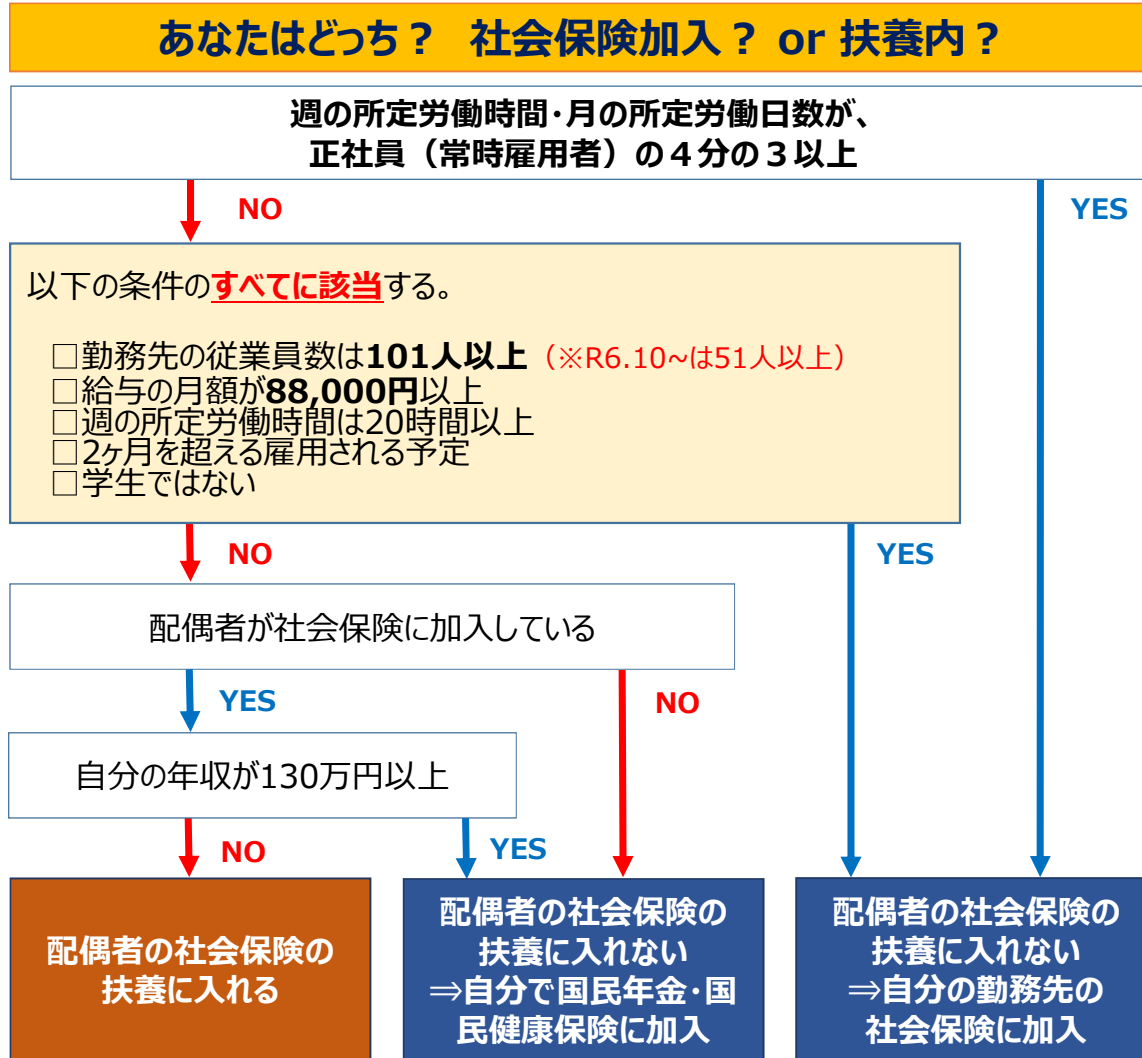
**106万の年収**

で考える必要がある会社に

資料：社会保険適用拡大特設サイトより



# (おまけ) 社会保険への加入に関する補足



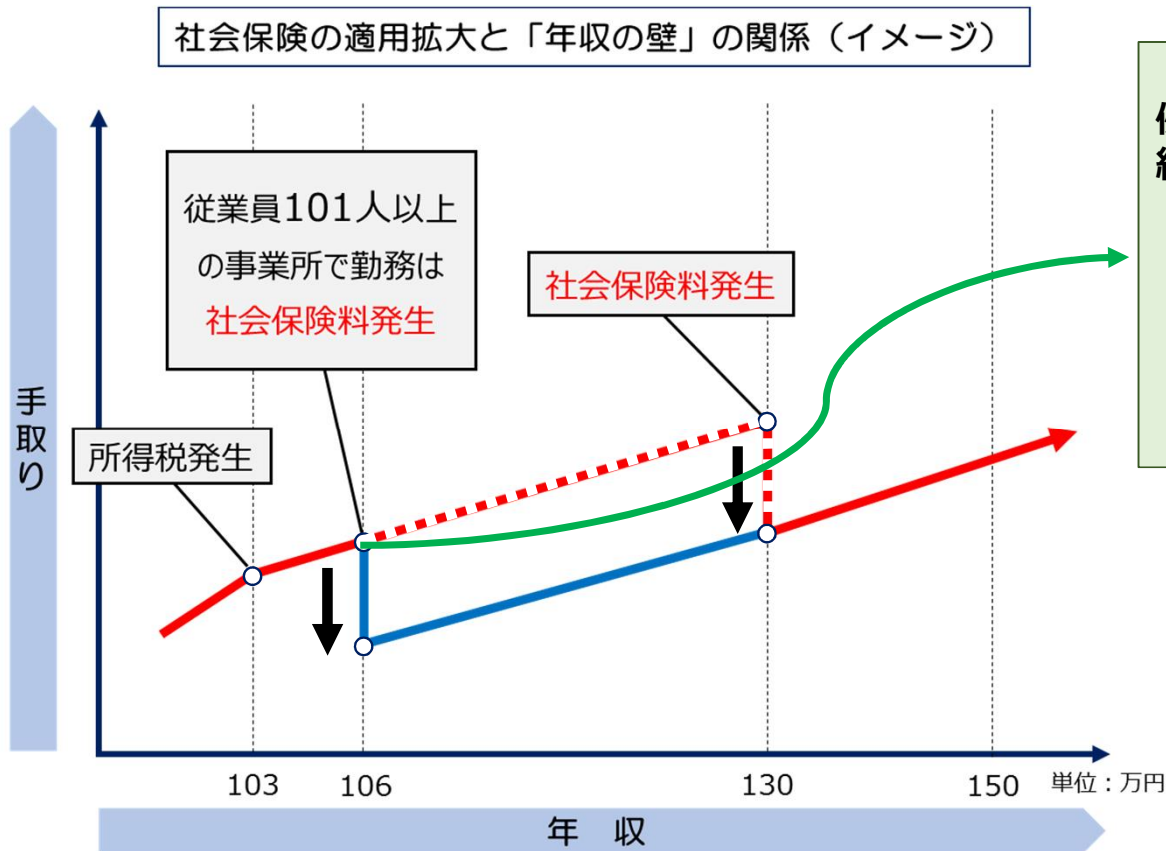
## 2 「年収の壁」とは

### 社会保険の適用拡大と収入（手取り）の関係

	「壁」の種類	パートタイム労働者の本人への影響	パートタイム労働者の配偶者 もしくはその世帯における影響
	①税金に関わる「壁」	100万円の「壁」	住民税の発生
103万円の「壁」		↓ ↓ ↓ ↓ ↓	配偶者控除(38万円)が適用できなくなる →代わりに配偶者特別控除が適用になる
150万円の「壁」			配偶者特別控除が満額(38万円)適用ではなくなり、以降、パートタイム労働者の収入によって徐々に減額
201万円の「壁」			配偶者特別控除の対象ではなくなる
②社会保険に関わる「壁」	106万円の「壁」		お勤め先によって社会保険加入の対象 社会保険料の支払が発生
	130万円の「壁」	社会保険加入の対象 社会保険料の支払が発生	← 手取りに影響あり
③ 家族に掛かる手当の「壁」	103万円or 130万円の「壁」		パートタイムで働く本人の収入により、家族手当等の支給対象外となる

### 3 「年収の壁」が変わる

#### 社会保険の適用拡大と「年収の壁」の関係



例えば・・・  
給与月額：88,000円を超えると・・・

★パート労総者負担分★

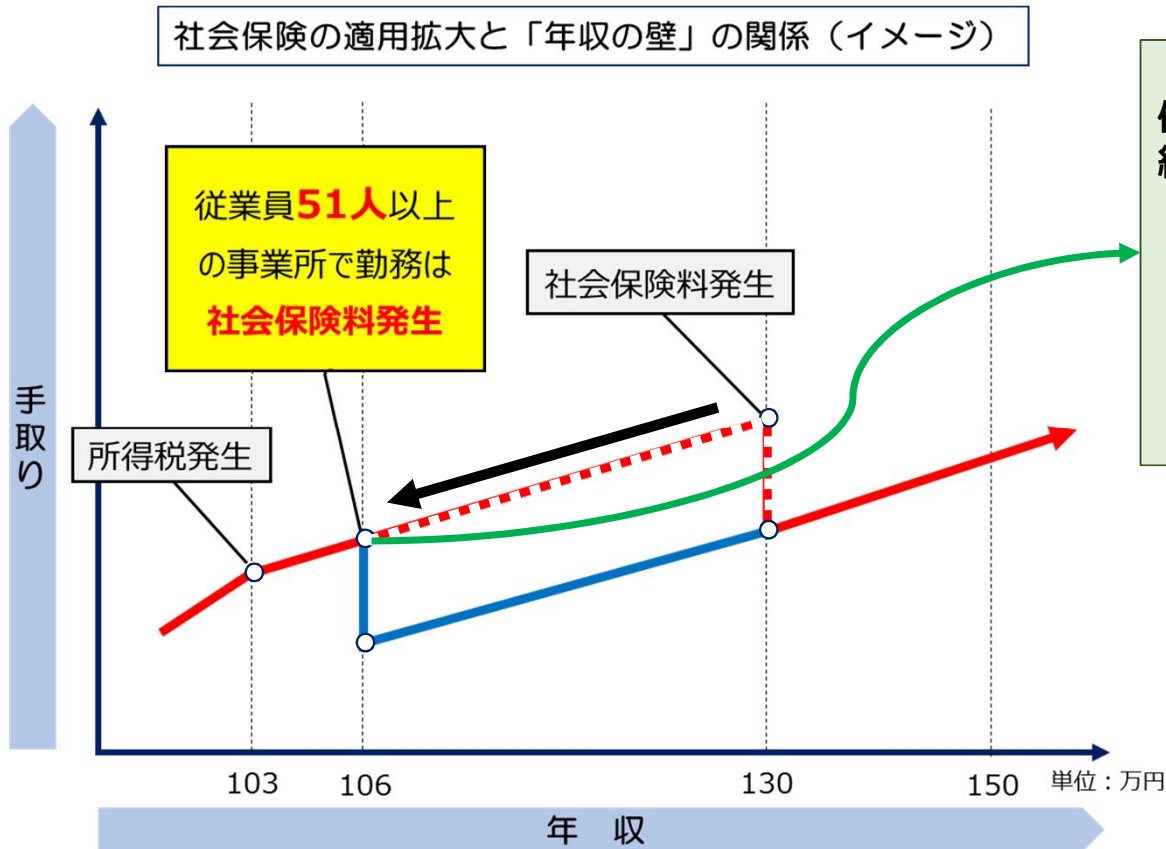
健康保険料	：約10,000円	（折半額：5,000円）
厚生年金保険料	：約16,000円	（折半額：8,000円）
<b>社会保険料合計</b>	<b>：約26,000円</b>	<b>（折半額：13,000円）</b>

年間で**約156,000円**の社会保険料が給与から差し引かれることになります。

同様に、「130万円の壁」を超えた場合は、月額給与が109,000円の場合、年間で**約196,000円**の社会保険料が給与から差し引かれることになります。

### 3 「年収の壁」が変わる

#### 社会保険の適用拡大と「年収の壁」の関係



例えば・・・

給与月額：88,000円を超えると・・・

★パート労総者負担分★

健康保険料：約10,000円（折半額：5,000円）

厚生年金保険料：約16,000円（折半額：8,000円）

社会保険料合計：約26,000円（折半額：13,000円）

年間で約**156,000円**の社会保険料が給与から差し引かれることになります。

同様に、「130万円の壁」を超えた場合は、月額給与が109,000円の場合、年間で約**196,000円**の社会保険料が給与から差し引かれることになります。

## 4 就業調整について

### 就業調整とは

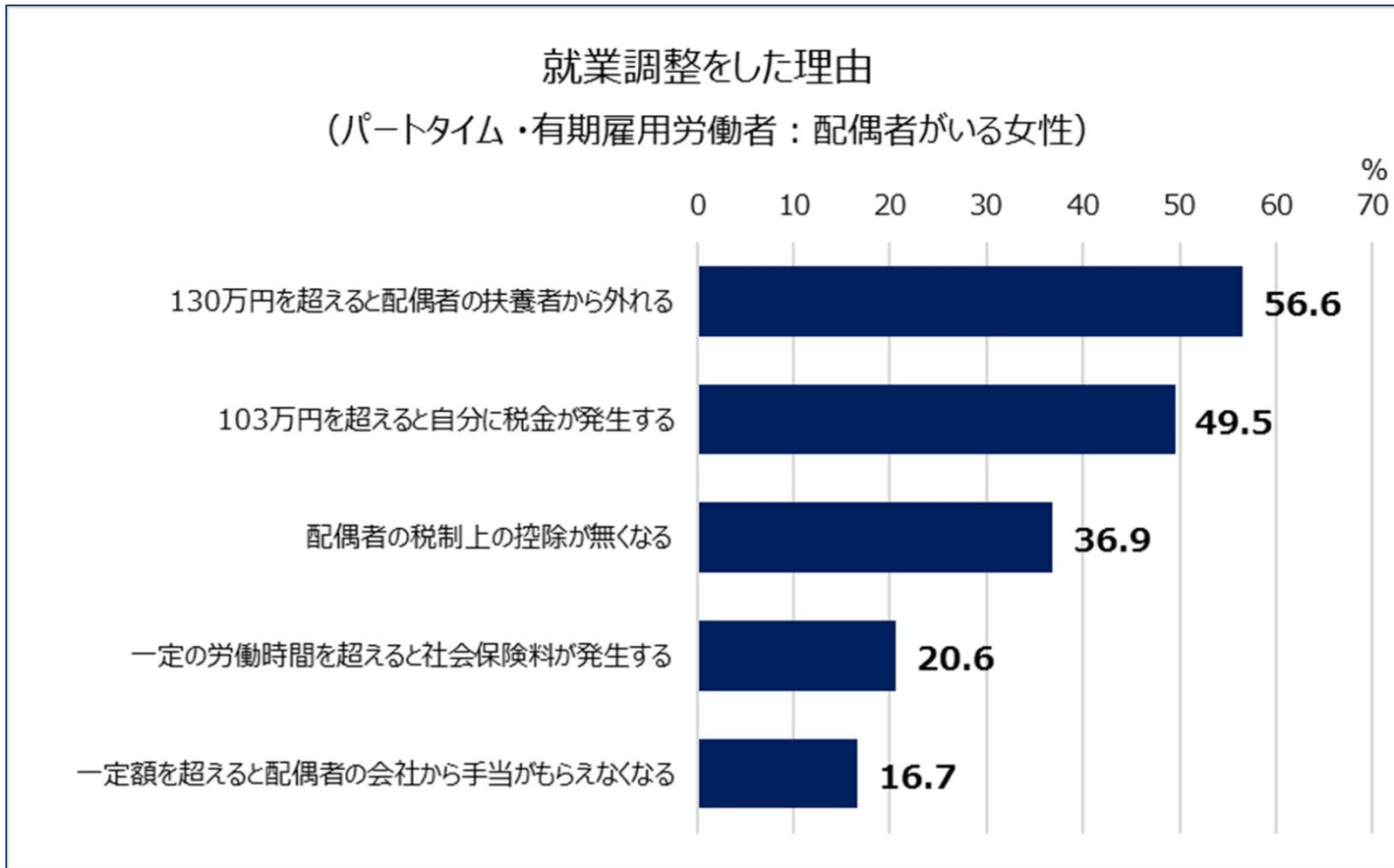
年収を一定額以下に抑えるために、就労時間を調整すること

現在、「就業調整」をされていますか

今後、「就業調整」が必要になると考えておられますか

## 4 就業調整について

### 「就業調整」をした理由（複数回答）



資料：厚生労働省 令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の概況

# (おまけ) 社会保険への加入に関する補足

※基本的に、求人票で「フルタイム」は、社会保険は加入、「パートタイム」の場合は、要件により加入することになります。

## 例えば・・・ 社会保険適用、従業員規模が100人未満の事業所の場合

### 《例1》時給1,000円 5.5時間 週4日勤務

●時給1,000×5.5時間=5,500円/日 ⇒ 5,500円×4日×4週= **88,000円/月**

#### ★チェックポイント★

- ✓ 週20時間以上の勤務
- ✓ 月8万8千円以上の収入 (105万6千円、おおよそ**106万円**として試算)
- ✓ 2ヶ月を超える雇用見込
- ✓ 101人以上の事業所が対象 《※R6.10～は、51人以上に改正》
- ✓ 学生でない

⇒ **社会保険に加入**

### 《例2》時給1,000円 5.5時間 週5日勤務

●時給1,000×5.5時間=5,500円/日 ⇒ 5,500円×5日×4週= **110,000円/月**  
110,000円×12ヶ月= **1,320,000円**

#### ★チェックポイント★

- ✓ **130万円以上** → 配偶者の扶養には入れない
- ✓ 週の所定労働時間・月の所定労働日数が、**正社員(常時雇用者)の4分の3以上**か。  
※週30時間が目安  
→ 週の所定労働時間 → **27.5時間** (5.5時間×週5日) ⇒ **週30時間未満**
- ✓ 従業員規模100人未満の事業所

⇒ **社会保険に加入できない**

⇒ **結果的に、国保(国民年金+国民健康保険)に加入**

## 5 「年収の壁」と働き方

「年収の壁」を超えて  
働くほうがいいのか？ 働かないほうがいいのか？



## 5 「年収の壁」と働き方

【就業調整で得られるもの、得られないもの】

「年収の壁を**超えない**」（＝就業調整をする）ことで得られるもの

- **パートタイムで働く本人**


- ✓ 非課税範囲にとどまり納税が不要
- ✓ 社会保険料不要

- **パートタイムで働く本人の配偶者**

- ✓ 配偶者控除等の適用により、配偶者の課税額が減税

- **各種手当での獲得**

- ✓ 配偶者の勤務先における家族手当の対象



「今ココ」で必要な収入の確保

## 5 「年収の壁」と働き方

【就業調整で得られるもの、得られないもの】

「年収の壁を**超える**」（＝就業調整を**しない**）ことで得られるもの

### ●パートタイムで働く本人

- ✓ 収入増の可能性
- ✓ 年金受給額アップの機会
- ✓ 就労先の選択肢の拡大
- ✓ 勤務先内外でのキャリアアップの機会



将来に目を向けたライフプラン

（将来を見据えると）

- ✓ **世帯収入を増やしていく必要性**  
⇒ 物価高騰など
- ✓ **「年収の壁」などの制度は変化する**  
⇒ 社会保険の適用要件の更なる拡大
- ✓ **人生100年時代に備える**  
⇒ キャリアプラン、ライフプラン(マネープラン)

## 6 これからの働き方を考える

あなた自身のこと。

今後、どのようなキャリアを描いていきたいですか

今後、皆さんの世帯のライフプラン（人生設計）。

今現在、どんなイメージをお持ちでしょうか。

## 6 これからの働き方を考える

今すぐ取り組んで欲しいこと

### 身の回りの環境を知る（外面的整理）

今後の法改正や社会情勢の変化を踏まえて  
自分の働き方をチェックする  
（「年収の壁」と自分の働き方）

### 自分・世帯のことを考えてみる（内面的整理）

自分自身にかかわるライフプランを考える  
自らが納得する働き方  
ご自身のキャリアアップ  
世帯に必要な収入(マネープラン)

# 6 これからの働き方を考える

## 自分の働き方をチェックする

### ■ マイジョブ・カードの活用



マイジョブ・カード  
のホームページは  
こちらから▶▶▶



**おすすめの作成ステップ**

応募先で活かせる能力や強みを盛り込める  
ジョブ・カードを作成すると、応募先で活かせる能力・強みを盛り込み、経歴や職務経歴書を自動作成することができ便利です。ぜひ、円滑な就職・転職活動のためにジョブ・カードを活用してください。  
※経歴書・職務経歴書も自動作成するためには、アカウント登録が必要です。

**求職者の方**

求職者の方は、ステップ1と、ステップ2でこれまでの経歴やスキルを整理しながら今後のキャリアプランを考えましょう。ステップ3は作成を省略することができますが、ステップ4に入力内容を転記することができるため、作成されることをおすすめします。  
※経歴書のない方は、職務経歴シート（様式2）、職業能力証明シート（様式3-1・様式3-2）は、書ける内容がない場合は作成しなくても構いません。ステップ4は求人検索アプリの作成補助シート（様式4）で作成、ステップ4は求人検索アプリシート（様式4-1・様式4-2、職業経歴書のない方、学生専用版）にて作成してください。

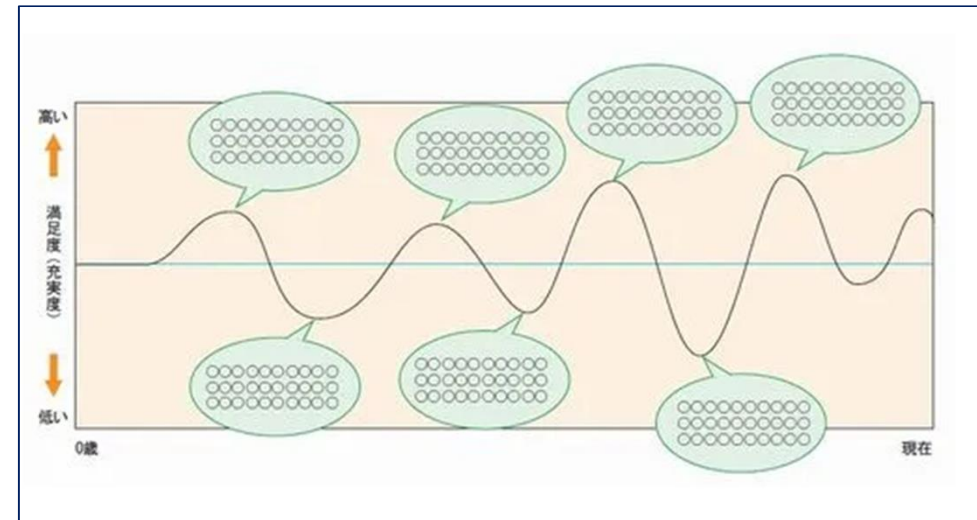
ステップ 01 職務経歴シート (様式2) → ステップ 02 職業能力証明シート (様式3-1・様式3-2) → ステップ 03 スキップ可能 作成補助シート → ステップ 04 キャリア・プランシート (様式1-1)

**職務経歴シート（様式2）**

今までの経歴を順番に記入することで、経歴が可視化できます。正確な時期が分からなくても記入を進めましょう。順番は後から変更できます。

作成する

### ■ ライフラインチャートの活用



## 6 これからの働き方を考える

### ライフプランを経済的視点で考える

#### ■ 経済的視点で考えてみるマネープランの作成（家計におけるキャッシュフローを把握する）

年齢：歳  
年度（西暦）  
単位：万円

家計キャッシュフロー表（あくまで試算）

年度（西暦）		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2031	
家族構成	世帯主 満年齢	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	
	配偶者 満年齢	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	
	第1子 満年齢	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
	第2子 満年齢	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
	第3子 満年齢															
収入	給与・年金 本人	450	450	450	500	500	500	530	530	530	550	550	550	600	600	
	配偶者	100	100	100	100	170	170	170	170	170	170	200	200	200	200	
	その他 定期収入 一時収入															
	収入合計	550	550	550	600	670	670	700	700	700	720	750	750	800	800	
ライフイベント	世帯主															
	配偶者															
	第1子		小学校					中学校			高校			大学		
	第2子		幼稚園			小学校					中学校			高校		
	みんな															
支出	基礎生活費	250	250	250	280	280	280	280	300	300	300	320	320	320	340	
	子供の教育費	24	55	55	55	65	65	65	80	80	80	93	93	93	235	
	住宅費	家賃	72													
		ローン返済 経費		80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	
	保険料	生命保険	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	
		損害保険														
	税金・社会保険料	140	140	140	140	150	150	150	150	160	160	160	160	160	160	
	その他	定期支出														
一時支出		150	500			200			150				200			
支出合計	664	1053	553	583	803	603	603	788	648	648	681	881	681	843		
年間収支		-114	-503	-3	17	-133	67	97	-88	52	72	69	-131	119	-43	
貯蓄残高	500	386	-117	-120	-103	-236	-169	-72	-160	-108	-36	33	-98	21	-22	
備考欄		車買い替え	住宅購入			車買い替え			車買い替え				車買い替え		大学入学	

※文部科学省：子供の学習費調査の結果より参照し試算 幼稚園～高校までは公立校として試算しています。

- 現在～未来へ向けて、どの位の収入があり、どの位の支出が必要かを試算してみる。収入も支出も多面的に捉えてみましょう。
- ライフイベントを想定してみると、様々なイベントが考えられますか？  
 家族構成は？  
 こどもの学費は？  
 マイホームや車など購入したいものは？  
 将来の夢は？
- 収入も支出もその時々に変化する可能性も想定しておきたい。  
 突然の収入アップとは何が・・・  
 突然の出費には何が・・・

## 6 これからの働き方を考える

### 自分のキャリアを考える・やりたいお仕事探し

#### マザーズハローワーク天神

マザーズハローワーク天神では、仕事と家庭の両立を希望される方の就職支援を行っています。  
お子様連れでも安心してご利用いただけるハローワークです。  
是非、お気軽にお越しください。



お子さま連れも安心！  
キッズルーム・授乳室  
完備

アクセス抜群！



〒810-0001  
福岡市中央区天神1丁目4-2エルガーラオフィスビル12F  
TEL 092-725-8609 FAX 092-741-0810  
開庁時間 平日10時～18時【土曜・日曜・祝日・年末年始休み】



#### マザーズハローワーク北九州

マザーズハローワーク北九州では、仕事と家庭の両立を目指す方、子育てをしながら働きたい方を支援しています。  
フロア内にはキッズコーナーや授乳室を設けており、保育士がお子様を見守りますので、お子様連れでも安心してご利用いただけます。  
ぜひお気軽にご来所ください。



〒 福岡県北九州市小倉北区浅野3-8-1  
AIMビル2F ウーマンワークカフェ北九州内  
☎ 093-522-8609  
★ 利用時間：10：00～18：00  
(土・日・祝日および年末年始は開庁)



マザーズハローワークの  
所在地一覧はこちらです

# 6 これからの働き方を考える

## job tag (職業情報提供サイト 日本版O-NET)



「job tag」の  
二次元バーコード

- ✓ 職業興味検査
- ✓ 価値観検査
- ✓ 職業適性テスト (Gテスト)
- ✓ しごと能力プロフィール検索
- ✓ ポータブルスキル見える化ツール
- ✓ 結果を組み合わせる適職を検索





## 6 これからの働き方を考える

### 女性の活躍推進ポータルサイト

女性がリードするフクオカのミライ

**D&I** and You

福岡県女性の活躍推進ポータルサイト

「働きたい」  
「キャリアアップしたい」  
「起業したい」  
「子育て支援」



<https://joseikatsuyakuontai.pref.fukuoka.jp/>

女性の活躍を推進！ 仕事と家庭の両立を支援！  
女性の活躍・両立支援 総合サイト  
厚生労働省委託事業 > ホーム > サイトマップ > 検索について > 印刷について

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

女性の活躍推進企業 データベース

両立支援のひろば

女性活躍や  
仕事と家庭の両立支援に  
取り組む企業のデータベース



<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>

# 6 これからの働き方を考える

## 社会保険適用拡大ガイドブック

パート・アルバイトのみなさまへ  
配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ

### 社会保険適用拡大ガイドブック

**Step 1** 以下の勤め先で  
 2016年10月～ 従業員数 501人以上の勤め先  
 2022年10月～ 従業員数 101人以上の勤め先  
 2024年10月～ 従業員数 51人以上の勤め先

**Step 2** 以下の全てにチェックが入った方が対象です。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

適用拡大特設サイト  
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>

厚生労働省  
日本年金機構

法律改正のご案内

パート・アルバイトのみなさま、  
配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみな  
あなたの年金・医療保険が変わります

**メリット 年金** 年金が“2階建て”になり一生涯受け取れま  
老後・障害・死亡の3つの保障が充実!

**老齢年金** これまで 老齢年金を受け取れず、  
受給資格期間を満たした方で、65歳以上の方が受け取ることができる年金です。

**障害年金** 病気やけがなどで障害状態と認定された場合に支給される年金です。2階建てに加えて保障の範囲も広がります。

**遺族年金** 被保険者が亡くなったときに、残された遺族に対して支給される年金です。

**メリット 医療** あんしんの医療保険がさらに充実

**傷病手当金** 病休期間中、給与の2/3相当を支給

**出産手当金** 産休期間中、給与の2/3相当を支給

年金・医療保険のメリットを詳しく知りたい方は P3・4をご覧ください。

自分の年金がどう変わるのかシミュレーションしたい方は P5以降をご覧ください。

**対象** 従業員数51人～500人の勤め先が対象です。  
 (51人以上の勤め先は2024年10月から対象です。)

以下の全てにチェックが入った方が対象です。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

※すでに、2016年10月から従業員501人以上、2022年10月から従業員101人以上の勤め先で働くパート・アルバイトの方は社会保険の加入対象となっています。

**パート・アルバイトの方**

保険料は口座振替から給料天引きに!

これまで 口座振替  
 保険料 12,500円/月  
 給与 18,400円/月  
 ※金額は一例であり、月収も8万円の例です。

これから 給料天引き  
 保険料 12,500円/月  
 給与 18,300円/月  
 ※金額は一例です。

**配偶者の扶養の範囲内でお勤めの方**

これまで、厚生年金の年額が130万円以上になると、保険料負担(国民年金・国民健康保険)が新たに発生するもの、保険料内に含まれず発生していた。これからは、所定内賃金が月額8.8万円以上の条件を満たした場合には、厚生年金(標準)・国民健康保険(標準)に加入し保険料負担(厚生・標準)(労使折半)が新たに発生するもの、その分厚労も充実します。

これまで 国民年金・国民健康保険料  
 国民年金 12,500円/月  
 国民健康保険 18,400円/月  
 ※金額は一例です。

これから 国民年金・国民健康保険料  
 国民年金 12,500円/月  
 国民健康保険 18,300円/月  
 ※金額は一例です。



特設サイトはこちら

## 6 これからの働き方を考える

### 税金に関すること

【所得税】 最寄りの税務署

【住民税】 市役所(区役所)の課税担当課

### 社会保険に関すること

【健康保険】 全国健康保険協会（協会けんぽ）

【厚生年金】 年金事務所

【雇用保険】 ハローワーク

【介護保険】 市役所(区役所)の介護保険担当課

### 将来必要な収支計画について

【マネープラン】 ファイナンシャル・プランナーへの相談（日本FP協会 <http://www.jafp.or.jp/confer/>）  
ご自身が取引されている金融機関や保険会社などの相談窓口

## 6 これからの働き方を考える（参考サイト）

### ●税金・年金・健康保険に関すること

#### ➤税金に関すること

【国税庁】

「暮らしの税情報」（令和5年度版）

※所得税の仕組み、税と家族など



#### ➤社会保障に関すること

【厚生労働省】

「社会保障改革」

※何のための制度かについて



#### ➤年金について

【日本年金機構】

※年金制度・手続きなど



#### ➤健康保険について

【全国健康保険協会】（協会けんぽ）

※年金制度・手続きなど



【厚生労働省】

公的年金について、将来の年金額の  
試算を行うことができます



※制度は改正されることがあります。状況に合わせて、最新の内容をご確認ください。

## 6 これからの働き方を考える（参考サイト）

### ● マネープラン、暮らしとお金に関すること

- **人生とお金の将来計画について**  
【日本FP協会】  
※ライフプラン・マネープランの相談など



- **金融関係全般について**  
【金融広報中央委員会】（知るぽると）  
※暮らしに役立つ身近なお金の知恵  
・知識情報サイト



### ● ハローワークの利用について

- **ハローワークへの問い合わせについて**

職業相談などハローワークの利用について、お聞きになりたいことがありましたら、こちらからお問い合わせください。



- **ハローワーク インターネットサービス**

ハローワークへの求職者登録や求人検索が、インターネットを活用して、ご自宅などからでもご利用いただけるサービスがあります。ぜひ、ご活用ください。



※制度は改正されることがあります。状況に合わせて、最新の内容をご確認ください。